

## 「電子納付」画面の印刷方法

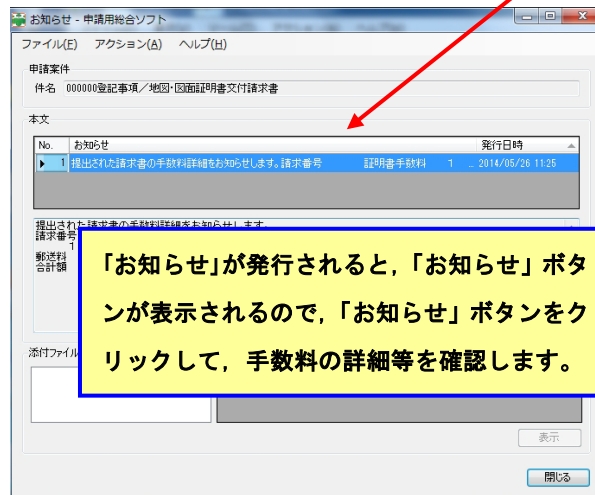
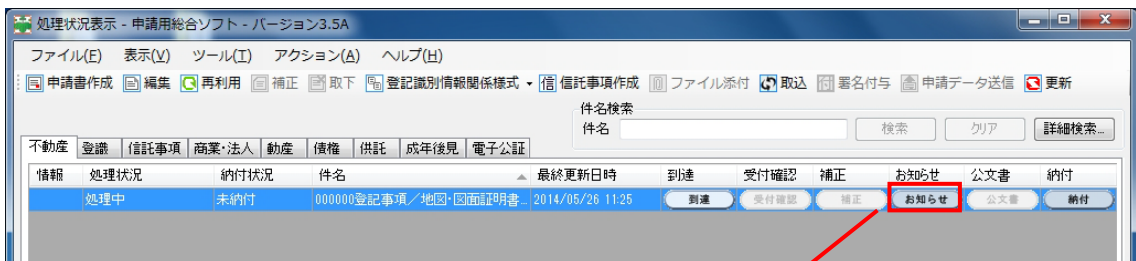
請求書の情報を登記・供託オンライン申請システムに送信した後、登記・供託オンライン申請システムから、「お知らせ」として手数料の詳細が送信され、また、電子納付に必要な「電子納付情報」が送信されるので、それぞれ「お知らせ」画面及び「電子納付」画面から内容を確認し、手数料を電子納付します。

請求した証明書を法務局証明サービスセンター（以下「センター」という。）の窓口で受け取る場合でも、手数料は、センターの窓口で受け取る前に、あらかじめインターネットバンキング又はペイジー対応のATM等を利用して、電子納付をしてください。センターの窓口で印紙等により、納付することはできませんので御注意ください。

また、請求した証明書をセンターの窓口で受け取る場合には、「電子納付」画面を印刷し、あらかじめ設けてある記載欄に必要な事項を記載したものをセンターの窓口に提出していただく必要があります。

なお、請求エラーがあった場合には、その旨、登記・供託オンライン申請システムから「お知らせ」として送信されますので、「お知らせ」画面から内容を確認してください。

### < 「お知らせ」の表示（手数料詳細） >



※ かんたん証明書請求の場合は、ヘルプの「電子納付情報表示」画面ヘルプを参照してください。



## < 「電子納付情報」の表示・電子納付 >

処理状況表示 - 申請用総合ソフト - バージョン3.5A

ファイル(E) 表示(V) ツール(I) アクション(A) ヘルプ(H)

申請書作成 編集 再利用 補正 取下 登記識別情報関係様式 信託事項作成 ファイル添付 取込 署名付与 申請データ送信 更新

件名検索  
件名 \_\_\_\_\_ 検索 クリア 詳細検索...

不動産 登録 信託事項 商業・法人 動産 債権 供託 成年後見 電子公証

情報	処理状況	納付状況	件名	最終更新日時	到達	受付確認	補正	お知らせ	公文書	納付
	処理中	未納付	000000登記事項/地図・図面証明書...	2014/05/26 11:25	到達	受付確認	補正	お知らせ	公文書	納付

① 「電子納付情報」が発行されると、「納付」ボタンが表示されるので、「納付」ボタンをクリックします。

受付情報  
受付登記所 名古屋法務局  
受付年月日 平成26年6月26日  
受付番号 \_\_\_\_\_

到達日時 2014/05/26 11:23  
<並び替え> ▲ ▼

申請番号 20140526000006001  
<並び替え> ▲ ▼

添付ファイル一覧  
取得公文書一覧

納付番号 1401071134426100

全部で1件あります。



電子納付 - 申請用総合ソフト

※この画面の「納付」ボタンをクリックして電子納付を行う場合、「納付」ボタンをクリック後、30分以内に納付する必要があります。  
なお、30分を経過すると、納付処理を継続することができなくなりますので、ご注意ください。  
30分を経過して納付処理を継続できない場合は、再度「納付」ボタンをクリックしてください。

証明書の窓口受取の場合

登記所で証明書を受け取る場合は、手数料は、登記所へお越しになる前に窓口で印紙等により納付することです。

また、印紙証明書の窓口交付には、印紙カードの提示も必要になります。  
不動産登録登記又は債権譲渡登記に係る登記事項証明書の窓口交付には、本人確認書類の提示も必要になります。詳細は法務省ホームページを参照ください。

受取人情報 氏名 司法書士 太郎  
住所 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号  
通数  通

電子納付共通情報  
申請に関する納付情報をお知らせしますので、手数料等を納付していない場合は、インターネットバンキング等を利用し、電子納付の手続きを行ってください。

申請番号 20140526000006001  
申請ID a0000000  
申請者名 法務花子  
手続名 登記事項/地図・図面証明書交付請求書  
取納機関番号 00100

電子納付情報

発行日時	納付番号	確認番号	納付額	納付期間最終年月日	納付状況	領収年月日	納付
2014年05月26日 11時25分	1401071134426100	875347	500円	2014年05月27日	未納付		納付

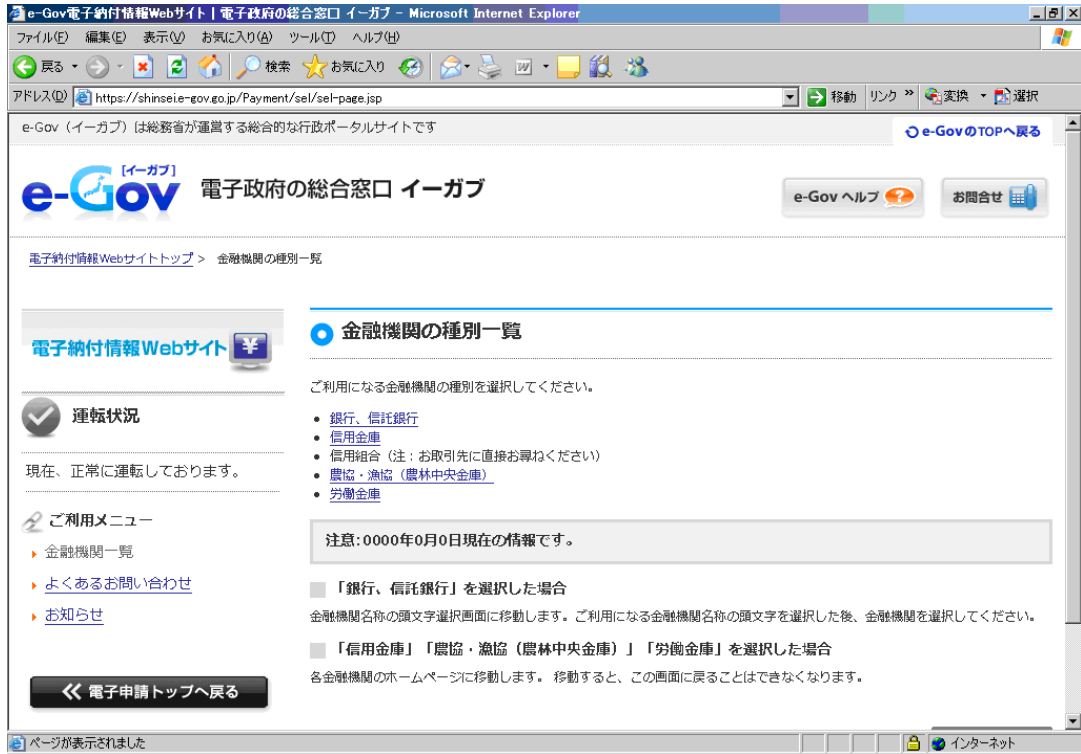
② 「電子納付」画面が表示され、「電子納付情報」が表示されます。

③ 「納付」ボタンをクリックして表示される「電子政府の総合窓口 e-Gov」の画面から、電子納付をします。

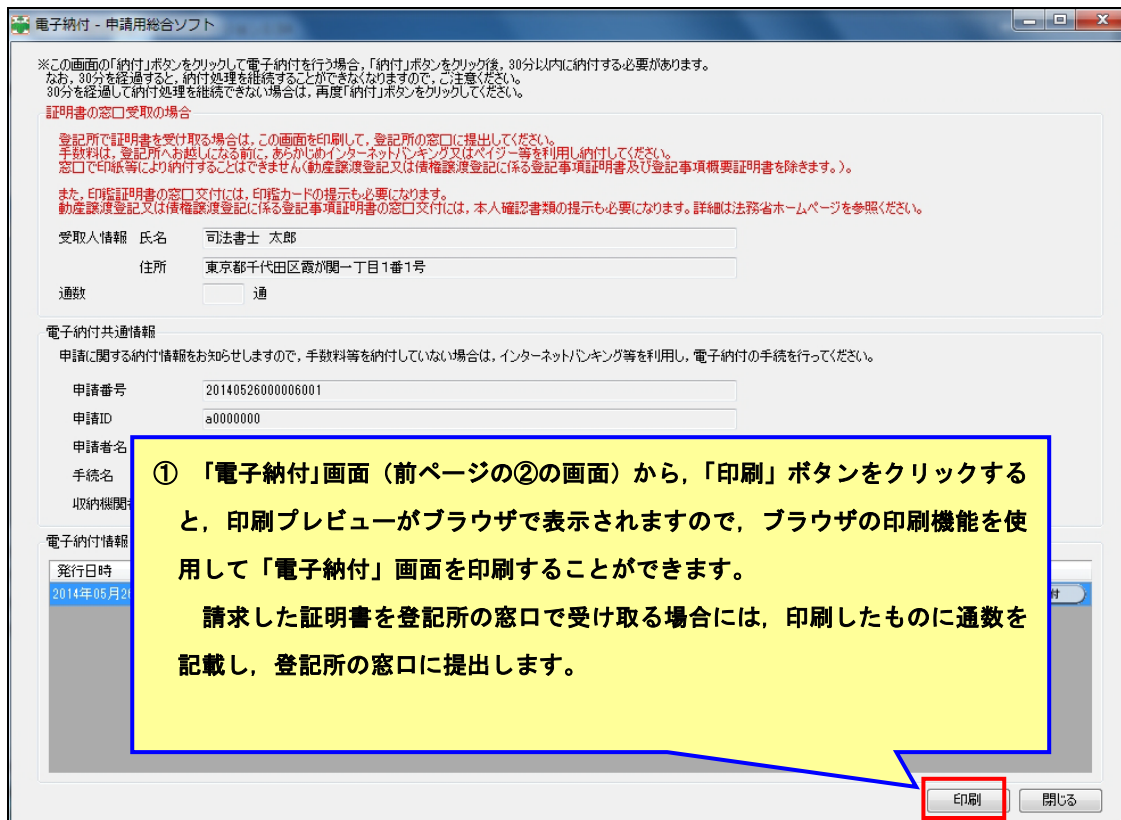
印刷 閉じる



(e-Gov 電子納付情報Webサイト 電子政府の総合窓口 イーガブ)



< 「電子納付」画面の印刷 >



登記所で証明書を受け取る場合は、登記所の窓口へ提出してください。  
 手数料は、登記所へお越しになる前に、あらかじめインターネットバンキング又はペイジー等を利用し納付してください。  
 窓口で印紙等により納付することはできません（動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る登記事項証明書及び登記事項概要証明書を除きます。）。  
 また、印紙証明書の窓口交付には、印鑑カードの提示も必要になります。  
 動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る登記事項証明書の窓口交付には、本人確認書類の提示も必要になります。詳細は法務省ホームページを参照ください。

受取人情報	氏名	司法書士 太郎
	住所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
通 数		通

電子納付共通情報		
申請に関する納付情報をお知らせしますので、手数料等を納付していない場合は、インターネットバンキング等を利用し、電子納付の手続きを行ってください。		
申請番号	20140526000006001	
申請ID	a0000000	
申請者名		
手続名		
収納機関番		
<b>② 「電子納付」画面を印刷した帳票がプリンタから出力されるので、請求した証明書を登記所の窓口で受け取る場合には、受取人の請求に係る通数を記載したものを登記所の窓口へ提出します(本ページの注意事項参照)</b>		
電子納付情報		
発行日時	2014年05月26日	
納付期間最終年月日	納付状況	領収年月日
2014年05月27日	納付済み	2014年05月27日

### ※ オンラインで請求した証明書を請求先の登記所の窓口で受け取る場合の注意事項

オンラインで請求した証明書を請求先のセンターの窓口で受け取る場合には、「電子納付」画面を印刷し、あらかじめ設けてある記載欄に、証明書の請求に係る通数(注1)を記載したものをセンターの窓口へ提出していただく必要があります(注2)。

提出がない場合は、証明書をお渡しすることができませんので、御注意ください。

また、請求された証明書は、請求から1か月以内に受け取ってください。受け取らないまま1か月を経過すると、作成した証明書は、廃棄されます。

(注1) 請求に係る通数は、請求により交付を受ける証明書の合計通数(窓口で受け取る証明書の合計通数です。請求がエラーとなったものがある場合には、これを除いた通数となります。)に記載してください。

(注2) この画面を印刷したものに代えて、次の情報を記載した書面を提出しても差し支えありません。

- i) 請求者である受取人の氏名・住所
- ii) 請求に係る通数
- iii) 申請番号

また、登記事項証明書等を請求先の登記所の窓口で受け取る場合であっても、手数料は、あらかじめインターネットバンキング又はペイジー対応のATM等を利用して、電子納付をしてください。登記所の窓口で印紙等により、納付することはできません。